

「美咲町視覚障害者等の読書環境の整備の  
推進に係る計画」

(美咲町読書バリアフリー計画)



美咲町教育委員会

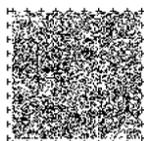
令和6年3月



# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1.	策定の背景	2
2.	計画の位置づけ	3
3.	計画の対象	4
4.	計画の期間	4
5.	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義	4
第2章	美咲町における現状と課題	
1.	視覚障がい者等の読書環境の現状	5
第3章	基本方針及び施策の方向性	
1.	基本方針	7
2.	施策の方向性	7
	【方向性1】アクセシブルな書籍の充実	
	【方向性2】インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	
	【方向性3】利用しやすい施設・設備（補助具）、サービスの充実	
	【方向性4】図書館サービスにかかる情報発信	
	【方向性5】公共図書館などの人材育成・体制整備	
第4章	計画の推進・評価	
1.	推進体制	9
2.	計画の周知	9
3.	評価	9
4.	計画の見直し	9
第5章	おわりに	9
資 料	用語集	11
	さまざまなバリアフリー図書	12
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	14
	美咲町読書バリアフリー計画検討委員会名簿	19
	美咲町読書バリアフリー計画検討委員会設置要綱	20
	美咲町読書バリアフリー計画策定委員会名簿	21
	美咲町読書バリアフリー計画策定委員会設置要綱	22

この計画書には、音声コード（Uni-Voice）が各ページに印刷されています。音声アプリで内容を表示し、音声読み上げでご案内します。  
音声案内で聞くにはユニボイスを聞くためのアプリのインストールが必要です。



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の背景

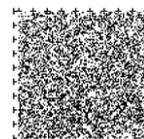
令和元年6月21日、議員立法により、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が成立し、同年6月28日に公布・施行されました。

本法第一条で、「視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文学・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。」としています。

その実現のため、同法第五条に「地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。また、同法第八条第1項においては、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」として、地方公共団体における計画の策定を求めています。

美咲町においては、この規定に基づき、基本的な施策の方向性を示すとともに、取り組みを推進するための指針として、本計画を策定しました。

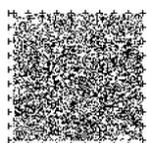
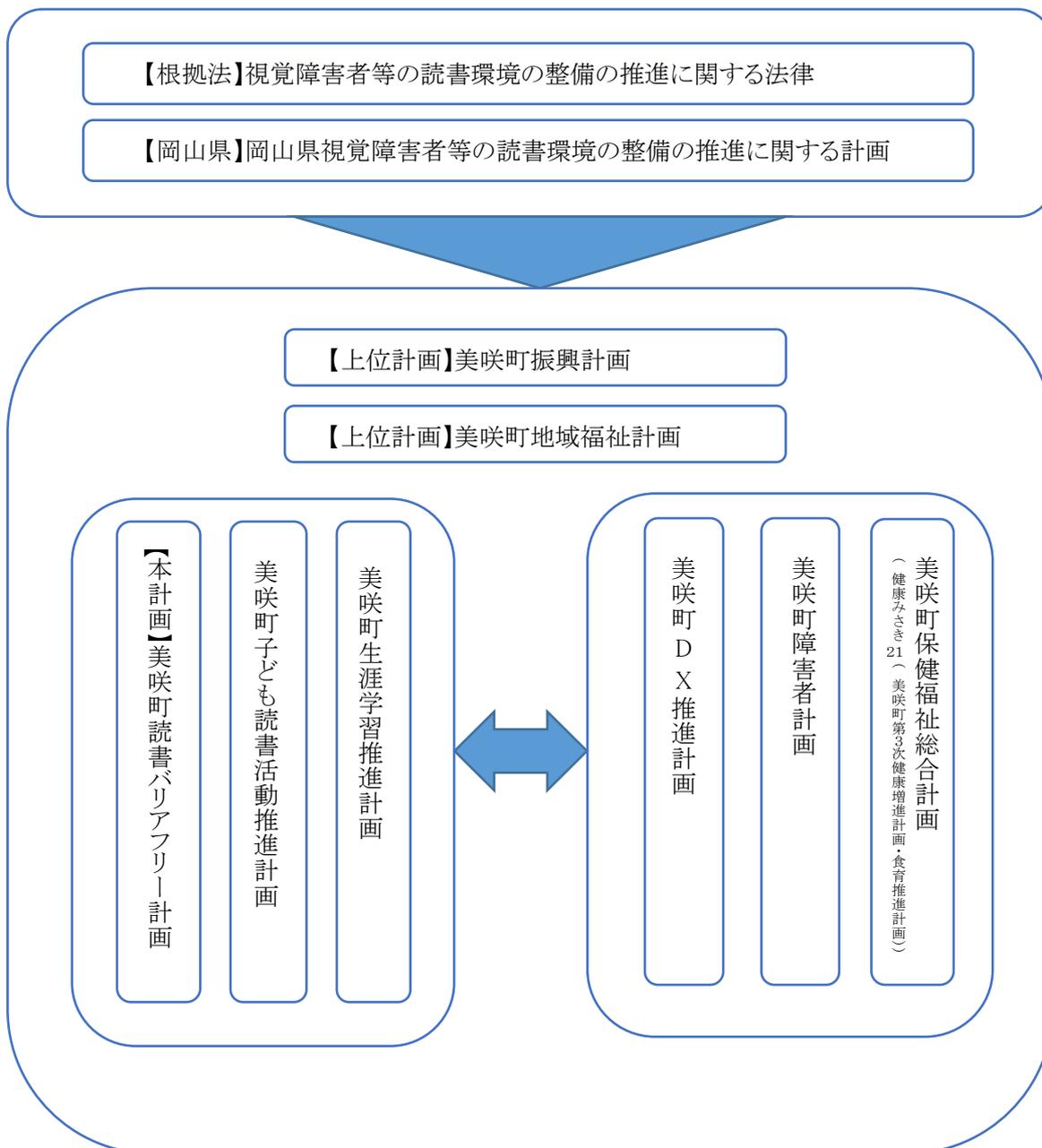
なお、「美咲町子ども読書活動推進計画」や「第3期美咲町障害者計画」等、関連計画との連携を図りながら、施策を推進します。



## 2 計画の位置づけ

本計画は読書バリアフリー法第八条第1項の規定に基づき、「美咲町視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る計画」について定めるものです。

### ■他部門計画との関連性



### 3 計画の対象

本計画は、視覚等の不自由な者、読字や識字に困難がある者、体が不自由で本を持つことやページをめくることが難しい者を始め、全ての町民を対象としています。なお、障害者手帳の有無は問いません。

また、読書環境の整備にあたっては、上記にある者を含め、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮します。

### 4 計画の期間

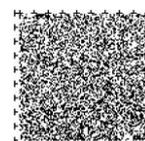
計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、計画の策定後は定期的に進捗状況を把握・評価していくものとしします。

本計画と主な関連計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
美咲町振興計画	第3次計画		第4次計画			
美咲町読書バリアフリー計画	本計画					
美咲町子ども読書活動推進計画	現行計画			次期計画		
美咲町DX推進計画	現行計画					
美咲町生涯学習推進計画	現行計画			次期計画		
美咲町地域福祉計画	第1次計画		第2次計画			
美咲町障害者計画	第3期計画	第4期計画				
美咲町保健福祉総合計画	第2次計画	第3次計画 (健康みさき21(美咲町第3次健康増進計画・食育推進計画))				

### 5 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義

読書は、乳幼児期から高齢期までの一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段としてだけでなく、教育や就労を支える重要な活動です。学校教育、資格取得、就職活動等人生のあらゆる段階において書籍を通じて専門知識を得ることは大変重要です。高齢期においては、加齢に伴い、趣味や教養、情報を得る手段としての読書の機会が減少することがないように配慮する必要があります。

一方、視覚等の不自由な方が利用しやすい書籍等、誰もが文字・活字文化を等しく恵沢できるよう、本町においても読書環境の整備の推進が求められています。



## 第2章 美咲町における現状と課題

### 1 視覚障がい者等の読書環境の現状

#### (1) 身体障害者手帳保持者数

美咲町における身体障害者等手帳保持者は表のとおりとなっています。その他にも、身体障害者手帳を保持してなくても、高齢や病気などにより、書籍を持つこと、ページをめくることや通常の活字サイズでの読書が難しい等、読書等の文字媒体の利用が困難な人は多くいると想定されます。更に、今後は高齢化の進展に伴い、現在以上に視覚等の不自由な方等が増加することが予想されます。

令和6年3月5日現在

障害者手帳		所持人数
身体障害者手帳	うち障害者区分「視覚」	32
	うち障害者区分「聴覚」	50
	うち障害者区分「肢体不自由・上肢」	72
	うち障害者区分「肢体不自由・下肢」	212
	うち障害者区分「肢体不自由・上下肢」	97
	うち障害者区分「肢体不自由・体幹」	23
療育手帳		181
精神障害者福祉手帳（令和5年3月31日現在）		88

#### (2) 視覚等の不自由な方等が利用可能な読書手段

視覚等の不自由な方等が読書を行う主な方法として、次のようなものがあります。

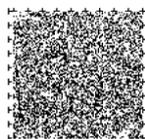
○点字図書<sup>※1</sup>や拡大図書<sup>※2</sup>・さわる絵本<sup>※3</sup>・LLブック<sup>※4</sup>等

○電子書籍<sup>※5</sup>

○録音図書<sup>※6</sup>や音声デイジー<sup>※7</sup>・テキストデイジー<sup>※8</sup>・マルチメディアデイジー<sup>※9</sup>等のデイジー図書<sup>※10</sup>

○オーカムマイリーダー<sup>※11</sup>

※については11頁の用語集にまとめています



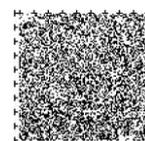
### (3) 住民の意見

本計画の施策の方向性に反映させるため、視覚等の不自由な方に、図書館の利用について意識調査と希望について聞き取り調査を実施しました。

○聞き取り対象：障がいのある当事者の会の「レインボータートル（本人の会）」や障がいのある当事者の方、ご家族の方等計 20 人

○聞き取り期間：令和 5 年 10 月～11 月

図書館をあまり利用しない理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・家から遠いから</li><li>・行く時間がないから</li><li>・読みたい専門書や小説がないため</li><li>・サブスク（定額制の読み放題）を利用しているから</li><li>・施設内が利用しにくいから</li></ul>
図書館を利用するときにあったらいいと思うサービスはありますか	<ul style="list-style-type: none"><li>・学習できるスペースがあったらいい</li><li>・カーペットや畳を敷いてくつろぎながら本を読むスペースがほしい</li><li>・ファミレスの自動注文みたいにボタン一つで運んでくれるサービスがあったらいい</li><li>・人の目を気にせずに読めるパーテーションのあるスペースがあったらいい</li><li>・本棚の配置、机の高さ、多目的トイレ、視聴ブースなど誰でも利用しやすいようにしてほしい</li><li>・授乳室や小さい子も利用しやすいトイレがあったらいい</li><li>・電子書籍、LLブック、自動貸出し機、自動返却機</li><li>・非来館者のための郵送サービスがあったらいい</li><li>・サポート（声掛け）してくれるスタッフがいたらいい</li><li>・書見台があると本が読みやすい</li><li>・ブックカートがあると館内歩きやすい</li><li>・Wi-Fi や飲食のできるスペースがほしい</li><li>・自動販売機があるといい</li><li>・返却された本の消毒や点検などの簡単な作業を町内の作業所の利用者さんにさせてもらいたい</li><li>・ゆっくりできる空間がほしい</li><li>・有料でもいいので個室や打合せスペースがほしい</li><li>・返却期日が気になるので電子図書館があったらいい</li></ul>



## 第3章 基本方針及び施策の方向性

### 1 基本方針

(読書バリアフリー法第一条関係)

「視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の有無にかかわらず、全ての町民が読書活動を通じて文学・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」を目指し、5つの方向性を定め計画を推進します。

### 2 施策の方向性

#### 方向性 1

#### アクセシブルな書籍※<sup>12</sup>の充実

(読書バリアフリー法第九条関係)

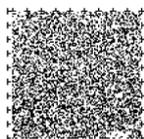
- ・公共図書館において、地域の実情を踏まえ、点字図書や録音図書、LLブックや大活字本、デイジー図書等のアクセシブルな書籍を増やし、より良い読書環境の整備と充実を目指します。
- ・身体的な理由により、図書館への来館が困難な方や、感染症等が心配で来館を遠慮する方にも読書が可能となるよう、利用者にとって魅力ある電子書籍の導入を検討します。

#### 方向性 2

#### インターネットを利用したサービスの提供の強化

(読書バリアフリー法第十条関係)

- ・インターネットを利用した、非来館者でも読書を楽しめる電子図書館等のサービス提供について周知を行います。
- ・年間貸し出し利用者数や冊数の増加を目指すとともに、アクセシブルな書籍等の十分かつ円滑な利用を促進します。
- ・公共図書館で収集したアクセシブルな書籍等を、町立図書館ホームページからの検索に加え独立した窓口一覧を拡大し、利用しやすい環境づくりに努めます。



### 方向性3 利用しやすい施設・設備・補助具の充実

(読書バリアフリー法第九条、十四条、十五条関係)

- ・手すりやスロープの設置、利用者に配慮したトイレの設置、点字やピクトグラム<sup>\*13</sup>を使用したわかりやすい表示等、施設のバリアフリー化に努めます。
- ・拡大鏡等、利用しやすい読書支援補助具を各館それぞれに整備し、利用の促進と充実について取り組めます。

### 方向性4 図書館サービスに係る情報発信

(読書バリアフリー法第九条、十条関係)

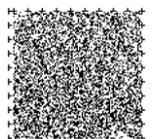
- ・利用しやすいアクセシブルなホームページやパンフレットを作成し、地域において住民生活を支援するボランティアや、視覚障がい者等の当事者団体、家族会等の支援団体に対し、情報発信に係る協力を依頼し、アクセシブルな書籍等の周知と利用の拡大を図ります。
- ・ホームページで声の広報みさきを提供する等、インターネットでの利用拡大と情報発信に取り組めます。
- ・図書館内でのアクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置やイベントを開催する等、情報提供体制の充実を図ります。

### 方向性5 人材育成・体制整備

(読書バリアフリー法第十七条関係)

- ・障がい者への理解を深めるとともに支援方法や、読書支援補助具の使用方法等の研修を定期的実施します。また、外部研修にも積極的に参加し、研修で学んだ情報を共有します。
- ・図書館のサービスの提供に係る図書館ボランティア体制の整備に努めます。
- ・バリアフリーに関する知識を有した次世代を育て、町ぐるみで取り組める体制づくりに努めます。

※については 11 頁の用語集にまとめています



## 第4章 計画の推進・評価

### 1 推進体制

本計画は、全ての町民を対象とするものであり、総合的かつ計画的に推進するため、取り組み内容を庁内関係課、学校図書、関係機関、関係団体と共有・連携し、本計画の施策の方向性に沿って、視覚等の不自由な方の読書環境の整備を推進します。

### 2 計画の周知

本計画や支援施策の充実を図るため、広く町民に対して、町広報紙や、町並びに図書館のホームページで情報発信を行います。

### 3 評価

各施策の推進状況を評価するため、定期的に計画の進捗状況を把握・評価します。

### 4 計画の見直し

視覚等の不自由な方のニーズや、国や県の障がい者施策の動向に迅速に対応するため、計画の進捗状況やその成果について把握し、必要に応じて施策の改善を行います。

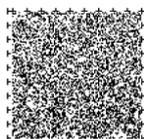
## 第5章 おわりに

本計画は、障がい者等の読書環境について、課題と取り組みの方向性を示すための計画として策定しました。

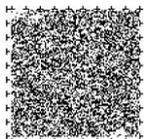
読書支援サービスを知らない方、サービスを知っているが利用のハードルが高い方等への周知と支援が、第一段階として最も重要です。

取り組みを着実に推進するためには、市町村、関係機関・団体等の理解と協力はもとより、公共図書館をはじめ、学校図書館においても、環境の整備や施策を充実させる必要があります。

本計画を推進することにより、障がいの有無に関わらず、全ての町民が読書活動を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目指します。

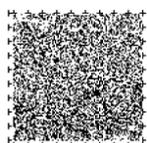


# 資料



用語集

用 語		本計画における意味
※1	点字図書	6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で記された図書のこと。
※2	拡大図書	読みやすいよう、通常の書籍より文字や図を拡大して製作された図書。
※3	さわる絵本	さまざまな材料を用いて盛り上がった形の挿絵を作り、それを張り付けるなどして、指で触って絵がわかるようにした絵本。
※4	LLブック	LLとはスウェーデン語で「わかりやすく読みやすい」の略。読むことに困難を感じている方に合うよう、写真や絵、優しい文章などを使って内容がわかりやすく書かれた本。
※5	電子書籍	専用端末やパソコン、タブレット、スマートフォン等を使って読む書籍。目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えることができる。視覚等の不自由な方が利用しやすい音声読み上げ対応の書籍や動画や音声を再生可能なものもある。
※6	録音図書	耳で聞いて読書できるよう、活字の文章を声に出して読み、その音声を収録したもの。再生機を使用する。
※7	音声デイジー	音声データに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機などで読み上げさせて聴くことができるもの。
※8	テキストデイジー	本文のテキストに見出しなどの文章構造や画像を付加したもの。テキストデータに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機などの音声合成機能で読み上げさせて聴くことができる。
※9	マルチメディアデイジー	本文のテキストに音声データと見出しなどの文書構造や画像を付加したもの。章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加している他、音声を同期させることで、読み誤りなく作成できる。
※10	デイジー図書	「デイジー」とは「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる。音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。



※11	オーカムマイリーダー	メガネに取り付けた小型カメラが文章を認識して音声で教えてくれる読み上げ読書機。
※12	アクセシブルな書籍	「アクセシブル」とは利用しやすいさまをいい、「アクセシブルな書籍」は、読書バリアフリー法第二条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。展示図書、拡大図書、録音図書、さわる絵本、布の絵本等、視覚等の不自由な方がその内容を容易に認識することができる書籍。
※13	ピクトグラム	絵文字や絵を使った図表を用いて情報や注意を示すために表示される記号。

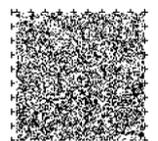
---

### さまざまなバリアフリー図書

---

美咲町立図書館にアクセシブルな資料が蔵書されています（令和5年9月現在）

	資料種別		中央 図書館	旭図書館	柵原 図書館
1	点	点字資料	0	1	29
2	字	点字データ	0	0	0
3	図 書	点字絵本・点訳絵本	3	5	9
4	大活字本		10	101	264
5	さわる絵本・布の絵本		0	14	0
6	LLブック		1	6	0
7	音訳図書（録音図書）、 カセットテープ、CD		0	26	0
8	デ イ ジ ー	音声デイジー	0	0	0
9		テキストデイジー	0	0	0
10		マルチメディアデイジー	0	0	0
11	テキストデータ		0	0	0
12	字幕・手話入り映像資料		70	76	61
	合 計		84	229	363



---

主に視覚を活用する図書

---



拡大文字本



手話入り映像資料

---

主に触覚を活用する資料

---



点字本



点字付き絵本



さわる絵本

---

主に聴覚を活用する図書

---



朗読 CD



LLブック

---

読書を支援する道具

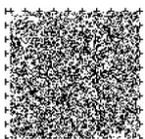
---



オーカムマイリーダー



拡大鏡



法律第四十九号（令元・六・二八）

◎視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）第

三章 基本的施策（第九条―第十七条）第

四章 協議の場等（第十八条）附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、



視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

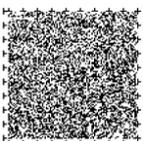
- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。



(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

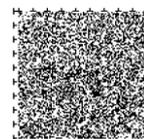
第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援



二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

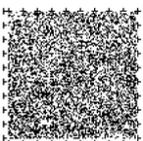
2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。



(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

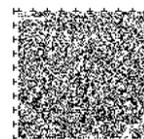
#### 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

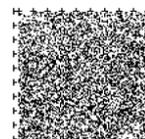
この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学・厚生労働・内閣総理大臣署名)



## 美咲町読書バリアフリー計画検討委員会名簿

	所属	役職	氏名	備考
委 員	教育委員会	教育次長	山本 達也	委員長
	福祉事務所	所長	貝阿彌 美和	副委員長
	地域みらい課	課長	光嶋 寛昌	
	長寿しあわせ課	課長	櫻井 実	
	健康推進課	課長	平 一範	
	こども笑顔課	課長	須々木 珠己	
	教育総務課	課長	結石 貴志	
	生涯学習課	課長	平賀 慎一郎	
	美咲町社会福祉協議会 地域福祉課	課長	小林 奈緒	
庶務	生涯学習課	課長代理	門田美由紀	



## 美咲町読書バリアフリー計画検討委員会設置要綱

令和5年11月17日

美咲町教育委員会告示第3号

(目的)

第1条 読書バリアフリー計画策定について、読書環境の整備・充実を推進するため、庁内関係部署の緊密な連携と協力により、美咲町読書バリアフリー計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(意見などを聴取する事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 美咲町読書バリアフリー計画の策定に関する事項
- (2) その他計画に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育次長
- (2) 福祉事務所長
- (3) 地域みらい課長
- (4) 長寿しあわせ課長
- (5) 健康推進課長
- (6) こども笑顔課長
- (7) 教育総務課長
- (8) 生涯学習課長
- (9) 美咲町社会福祉協議会地域福祉課長

2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、教育次長をもって充て、副委員長は、福祉事務所長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において行うものとする。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める

附 則

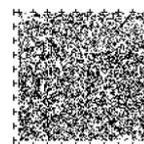
この告示は、告示の日から施行する



# 美咲町読書バリアフリー計画策定委員会名簿

令和6年1月24日～令和8年1月23日

	区分	氏名	所属・役職	備考
委員	学識経験者	薬師寺 明子	美作大学社会福祉学科准教授	委員長
	福祉関係者	村上 三子	美咲町社会福祉協議会会長	副委員長
	障がい者団体など関係者	磯山 稔	特定非営利活動法人やまさくら	
	障がい者団体など関係者	鳥越 淑章	障がい者支援施設さやかなる苑	
	教育関係者	御藤 博司	美咲町校長会会長	
	教育関係者	清水 千代美	美咲町保育園長会会長	
	図書館関係者	飯田 純子	美咲町図書館協議会会長	
	図書館関係者	川島 英子	作家・読み聞かせボランティア	
庶務		平賀 慎一郎	生涯学習課課長	
		門田 美由紀	生涯学習課課長代理	



## 美咲町読書バリアフリー計画策定委員会設置要綱

令和5年11月17日  
美咲町教育委員会告示第4号

### (目的)

第1条 この告示は、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む）について、視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障がい者等」という。）の読書環境を整備・充実させることにより、障がいの有無に関わらず、全ての町民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受し、一生を通じて学び続け、人生を豊かにできる社会を実現することを目的とする美咲町読書バリアフリー計画を策定するため、美咲町読書バリアフリー計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 障がい者団体等関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 図書館関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

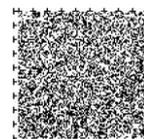
第5条 会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、意見などの聴取、又は資料の提出を求めることができる。

3 最初に召集される会議は、第1項の規定に関わらず教育長が招集する。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において行うものとする。

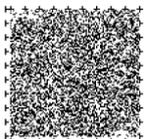


(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

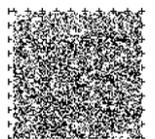
附 則

この告示は、告示の日から施行する。



※「障害」の表記について

この計画書の中で、「障害」と「障がい」の2通りの表現を用いておりますが、障害者の「害」という漢字には否定的な意味もあり、不快に感じることもあると考え、法的に定められている（法律名、固有名称など）以外は「障がい」と表記しています。



# 美咲町読書バリアフリー計画

令和6年3月策定

美咲町教育委員会 生涯学習課

〒709-3717

岡山県久米郡美咲町原田1735

電話 0868-66-3086

FAX 0868-66-3730

URL <https://www.town.misaki.okayama.jp>

E-mail [syougai@town.okayama-misaki.lg.jp](mailto:syougai@town.okayama-misaki.lg.jp)

